

違反対象物を

運用開始
平成29年4月1日から

公表します！

違反公表制度が始まります。

違反対象物の公表制度とは？

建物を利用する人の安心・安全のため重大な消防法令違反のある建物を長崎市役所（消防局）のホームページで確認できる制度です。

公表の対象	<p>特定防火対象物 (飲食店、物品販売店、旅館などの不特定の人が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい人が利用される建物です)</p> 
公表の対象となる違反内容	<p>特に重大な消防用設備の設置義務違反により</p> <p>屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備</p>  <p>上記設備がいずれか設置されていないもの又は設置されていても、維持管理が不適切で主たる機能が喪失しているもの。</p>
公表の方法	<p>長崎市役所（消防局）ホームページへの掲載 長崎市消防局、各消防署、各出張所での閲覧</p>

違反対象物の公表制度

<p>公表する内容</p>	<p>対象物名称 ビル</p> <p>所在地 長崎市 町 番 号</p> <p>法令違反の内容 自動火災報知設備未設置（建物全体） 屋内 消火栓設備未設置（ 階）</p>
<p>公表までの流れ</p>	<p>立入検査の実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>立入検査結果通知書の交付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>関係者に対する公表の事前周知</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>立入検査結果の通知から14日経過した日においてなお当該違反が認められる場合</p> </div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">公表</p>
<p>建物関係者の方へ</p>	<p>あなたの所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備等が必要となることがありますので、事前に最寄りの消防署へ相談ください。</p> <p>飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの用途が新たに入居する場合</p> <p>増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合</p>



お問い合わせ先
 長崎市消防局予防課
 TEL 095-822-0429
 長崎市北消防署
 TEL 095-843-0119

長崎市中央消防署
 TEL 095-820-4473
 長崎市南消防署
 TEL 095-878-4473